

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																							
町田福祉保育 専門学校		平成1年2月20日		岩本 太三		〒194-0021 東京都町田市中町2-10-21 (電話) 042(722)0313																							
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																							
学校法人榎本学園		昭和53年7月1日		理事長 榎本 雄文		〒194-0021 東京都町田市中町1-13-1 (電話) 042(720)4826																							
分野	認定課程名	認定学科名				専門士	高度専門士																						
教育・社会福祉	社会福祉専門課程	介護福祉学科				平成7年1月23日 文部省告示第7号	-																						
学科の目的	本学科は学校教育法に基づき、深い人間愛と奉仕の精神を身につけた、介護福祉の分野に貢献できる人材を養成することを目的とする。																												
認定年月日	平成27年2月25日																												
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技	単位時間																					
	2.126時間									818時間	852時間	456時間	0時間	0時間															
2年	昼間																												
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																								
200人	68人	10人	15人	47人	62人																								
学期制度	■前期: 4月1日~9月30日 ■後期: 10月1日~3月31日				成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 筆記試験、実技試験																							
長期休み	■学年始め: 4月1日 ■夏季: 7月25日~8月25日 ■冬季: 12月25日~1月10日 ■学年末: 3月15日~3月31日				卒業・進級 条件	規定の授業科目を履修すること 規定の授業出席数に達していること 規定の成績を収めていること 授業料を収めていること																							
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 長期欠席者への指導等の対応 電話連絡・個人・保護者面談				課外活動	■課外活動の種類 各種ボランティア活動 ■サークル活動: 無																							
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等(平成29年度卒業生) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設				主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成29年度卒業者に係る平成30年5月1日時点の情報)																							
	■就職指導内容 進路相談、斡旋、面接指導等					<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>②</td> <td>31人</td> <td>28人</td> </tr> <tr> <td>レクリエーションインストラクター</td> <td>③</td> <td>31人</td> <td>31人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				資格・検定名	種	受験者数	合格者数	介護福祉士	②	31人	28人	レクリエーションインストラクター	③	31人	31人								
	資格・検定名	種	受験者数	合格者数																									
	介護福祉士	②	31人	28人																									
レクリエーションインストラクター	③	31人	31人																										
■卒業者数: 31人				※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①~③のいずれかに該当する か記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)																									
■就職希望者数: 31人				■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等																									
■就職者数: 30人																													
■就職率: 97%																													
■卒業者に占める就職者の割合: 97%																													
■その他 ・進学者数: 0人																													
(平成29年度卒業者に係る 平成30年5月1日時点の情報)																													
中途退学 の現状	■中途退学者 5名 ■中退率 7.2% 平成29年4月1日時点において、在学者69名(平成29年4月1日入学者を含む) 平成30年3月31日時点において、在学者64名(平成30年3月31日卒業者をを含む) ■中途退学の主な理由 進路変更 ■中退防止・中退者支援のための取組 担任による常日頃の細やかなコミュニケーション、個別面談・保護者面談の実施																												
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 無 ※有の場合、制度内容を記入 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																												
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																												
当該学科の ホームページ URL	URL: https://www.enomoto.ac.jp/fukushi/																												

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

「深い人間愛と奉仕の精神を身につけた、介護福祉及び保育の分野に貢献できる人材を養成すること」という本校の目的を達成するために、関連施設等の求める人材を育成すべく、主として授業科目の開設や・授業内容・方法の改善を目的として、教育課程編成委員会の開催、個別のヒアリング・意見交換等による関連施設等との連携を推進する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

実践的かつ専門的な教育を実現するため、関連施設との連携を通じて必要な情報の分析・把握を行い、教育課程の編成に役立てることを目的とし、本校教職員と企業関係者等の外部委員にて構成する。

教育課程に反映する基本過程は、夏期委員会で審議 ⇒ 本校主任会にて共有・審議 ⇒ 本校教職員にて次年度教育課程授業内容案作成 ⇒ 冬期委員会で審議 というサイクル。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成30年7月1日現在

名前	所属	任期	種別
小泉 昇	社会福祉法人相模翔優会 特別養護老人ホームル・リアンふかみ 施設長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	③
田口 久美子	公益社団法人神奈川県介護福祉士会 統括責任者	同上	①
森田 健一	社会福祉法人 合掌苑 マネージャー	同上	③
岩本 太三	学校法人榎本学園 町田福祉保育専門学校 校長	同上	
佐藤 幸彦	同 広報部長	同上	
小松 迪弥	同 顧問	同上	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

年2回、夏期・冬期

(開催日時)

第1回 平成 29 年 8 月 25 日 16:00～17:00

第2回 平成 30 年 3 月 8 日 16:00～17:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

ことば、会話といった「国語力」強化、という意見を受け、「コミュニケーション論」の授業の中で、個人発表のスタイルを取り入れた。他にも関連した科目のなかで、様々な工夫が考えられる。今後の検討課題である。介護、保育の両分野あることのメリットを活かしたカリキュラムの工夫、という意見について、今後の検討課題である。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

介護現場でのニーズに対応できる人材育成を目指し、技術・技能の習得はもとより、職業意識の涵養、モチベーションの向上に資する実習授業を編成する。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

企業等実習先に所定期間それぞれでの実習受入れ、指導、評価までを包括的に依頼している。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
基礎実習A	・実習施設の概要を理解する。 ・介護保険制度(法制度)と介護サービスの実際を知り、施設の役割を学ぶ。	特別養護老人ホーム等 総数84社 清風園、芙蓉園、グリーンヒルズ相模原、第2松風園、横浜らいず、ほか
基礎実習B	・多種多様な施設や事業所の概要と役割を理解する。	通所介護等 総数28社 デイサービスセンター芙蓉園、グリーンワフ東戸塚、ななかまど、グループホームあおぞら、わさびだ療育園、ほか
居宅介護実習	・事業所の概要を理解する。 ・地域との関わりを理解する。 ・職員間のチームワークを学ぶ。 ・ホームヘルパーの役割を理解する。	ヘルパーステーション等 総数19社 ヘルパーステーション清風園、ヘルパーステーション合掌苑、玉川グリーンホーム、東京高齢協町田地域センター、神奈川県ホームヘルプ協会、ほか
施設実習Ⅰ	・実習施設の目的・役割・概要を理解する。 ・地域社会における施設の役割を理解する。 ・関係職種の種類と役割を理解し、連携のあり方を具体的に学ぶ。 ・介護福祉士としての自己の課題を見出す。	特別養護老人ホーム等 総数84社 第二清風園、合掌苑桂寮、グリーンワフ東戸塚、七沢自立支援ホーム、丹沢レジデンシャルホーム ほか
施設実習Ⅱ	・実習施設の目的・役割・概要を理解する。 ・地域社会における施設の役割を理解する。 ・チームの一員として援助が出来るよう、他職種への理解とチームのあり方を具体的に学ぶ。 ・介護福祉士としての自己を明確にし、介護福祉に関する、研究的態度を養う。	特別養護老人ホーム等 総数84社 悠々園、福音の家、シルバータウン相模原、ハートランドぐらんぱぐらんま、相模原療育園、ほか

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

学園の研修規程第2条(研修の目的)に定められているとおり、「複本学園および各校の教育理念・目的を十分に理解させ、職務の遂行に必要な知識、技能等を修得させることにより、その職務の遂行に必要な教職員の能力、資質等の向上を図ること」を基本方針とする。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 全国教職員研修会(連携企業: 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会)

期間: 平成29年11月19日(日)~21日(火)大阪府 対象: 介護系学科教員

研修内容: 先進的な取り組み(介護施設・企業等)や他校事例等の講演を受講、情報交換

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 第5回人権教育研修「発達障害を抱える子どもたちへの支援について考える」(連携企業: 公益財団法人東京都私学財団)

期間: 平成30年2月23日(金)東京都

研修内容: 発達障がい理解と学校・教員の支援のあり方について

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 全国教職員研修会(連携企業: 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会)

期間: 平成30年11月28日(水)~30日(金)宮崎県 対象: 介護系学科教員

研修内容: 先進的な取り組み(介護施設・企業等)や他校事例等の講演を受講、情報交換

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 第3回人権教育研修「ハラスメント防止のために」(連携企業: 公益財団法人東京都私学財団)

期間: 平成30年10月30日(火)東京都

研修内容: ハラスメントの現状と課題を理解し、学校でのハラスメント防止を考える

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校評価ガイドラインの項目それぞれについて、客観的な達成度合いを認識し、改善への指標とする。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念・目標
(2) 学校運営	学校運営
(3) 教育活動	教育活動
(4) 学修成果	学修成果
(5) 学生支援	学生支援
(6) 教育環境	教育環境
(7) 学生の受け入れ募集	学生の受け入れ募集
(8) 財務	財務
(9) 法令等の遵守	法令などの遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

介護福祉士国家試験では高い合格率を保てる学習指導に期待したい、という意見を受け、「国試対策」という科目を設けた。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

			平成30年7月1日現在
名前	所属	任期	種別
小泉 昇	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会 会員	平成29年4月1日~平成31年3月31日(2年)	業界団体会員
森田 健一	社会福祉法人 合掌苑 マネージャ	同上	関係施設長
野村 明洋	一般社団法人 東京都民間保育園協会 会員	同上	業界団体会員
島田 恭子	社会福祉法人 真生会 理事長	同上	関係施設長

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ

URL: <https://www.enomoto.ac.jp/>

平成30年11月1日(予定)

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

情報提供ガイドラインの項目を指標として、適正な情報提供を実施する。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校案内 教育理念
(2)各学科等の教育	各科紹介
(3)教職員	講師紹介
(4)キャリア教育・実践的職業教育	講義内容
(5)様々な教育活動・教育環境	本校の特色
(6)学生の生活支援	学費/特別制度
(7)学生納付金・修学支援	学費/特別制度
(8)学校の財務	財務
(9)学校評価	学校評価
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

URL: <https://www.enomoto.ac.jp/fukushi/>

授業科目等の概要

(社会福祉専門課程介護福祉学科) 平成30年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
○			人間の理解	「人間」の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるための基礎となる能力を養う学習とする。	2前	30	2	○			○		○		
○			コミュニケーション論	介護実践のために必要な人間の理解や他社への情報の伝達に必要な、基礎的なコミュニケーション能力を養うための学習とする。	1前	30	2	○	△		○			○	
○			生活と福祉	個人が自立した生活を営むということを理解するため個人、家族、近隣、地域、社会の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について理解するための学習とする。	1後	30	2	○			○		○		
○			社会保障制度	我が国の社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、しくみについて理解する学習とする。	2後	30	2	○			○			○	
○			リハビリテーション	介護福祉士として必要なリハビリテーションと障害に関する基本的な考え方、サービス体系のあり方、リハビリテーションサービスの実践について理解する。	2後	30	2	○			○			○	
○			生活文化	その人その人の生きてきた時代背景やできごととは本人にとっては色あせることはない。過去を肯定することで、現在である今を生きることができる。人を理解するには「その人が生まれてこれまで歩んできた道程」を把握	2前	30	2	○			○			○	
○			児童福祉論	現代社会における児童福祉の理念と異議について理解させる。現代社会における児童の成長・発達と生活実態について理解させるとともに児童福祉の社会的背景について理解させる。児童に対する相談援助活動について理解させる。児童福祉に関する法とサービスの体系について理解させる。児童福祉及び関連分野の組織・専門職とその連携の在り方について理解する。民間サービスの社会的意味とその現状について理解する。	2後	30	2	○			○			○	
○			情報	情報の共有はチームケアには必須である。必要な情報は記録として活用、保存される。情報の取り扱いの重要性と多職種との協働に必要なコミュニケーションの一つとしての記録のあり方について学ぶ。	1後	30	1	○			○			○	

○		介護の基本 I/II	介護福祉士を取り巻く状況や背景、社会的役割を理解し、介護サービスの提供される場の特性を学ぶ。介護を必要とする人を「生活する人」として受け止め、利用者の生き方（個別性）を理解する。	1 前	60	4	○			○		○	
○		介護の基本 III/IV	介護を必要とする人の個別性や多様性、複雑性を理解する。ケアマネジメント、ケアプランの流れと仕組みを通し、生活の場の特性や連携のあり方について理解する。	1 後	60	4	○			○		○	
○		介護の基本 V/VI	利用者が安心して生活が営める生活環境を整え、危機管理や関係職種間の連携のあり方を理解する。介護従事者の健康管理について学び、安全、安心できる介護の実現を目指す。	2 前・ 2 後	60	4	○			○		○	○
○		コミュニケー ションの 基本	介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションについて理解するとともに、利用者や利用者家族、あるいは多職種協働におけるコミュニケーション能力を身につけるための学習とする。	1 前	30	2	○	△		○		○	
○		手話	聴覚障害者の生活、コミュニケーション方法について理解を深める。日常会話も手話で表現する。	1 前	30	1	△	○		○			○
○		点字	視覚障害者の介護に必要な基本的な知識・技術を学び、視覚障害者の生活の不自由さをできるだけ軽減する具体的な方法を知る。視覚障害者のコミュニケーション手段のひとつである点字についての基礎的な知識を習得し、点字の初歩を学ぶ。	1 後	30	1	△	○		○			○
○		レクリエー ション概論	レクリエーションの提供を効果的に行うためには対象者との良好なコミュニケーションがかかせない事を理解する。また、変容するレク支援の現場に即したプログラムの立案を行う。	1 前	30	1	△	○		○		○	
○		生活支援技 術Ⅰ	尊厳保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて安全に援助できる技術や知識について習得する学習とする。ベッドメイキング、身体の動かし方・支え方、車いすの介護、食事の介護、着脱の介護、排泄の介護、移送の介護、身体の清潔、事例演習	1 前	90	3			○		○		○
○		生活支援技術 Ⅱ	尊厳保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助出来る技術や知識について習得する。学習とする。感染予防、罨法、バイタルサイン、与薬、緊急時の対応、和室の介護、リフト車/車いす体験、技術確認、事例演習、スライド/スライドボード/リフト、褥瘡の介護	1 後	60	2			○		○		○

○		生活支援技術Ⅲ	尊厳保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助出来る技術や知識について習得する学習とする。移動の介護 復習、排泄の介護 復習 着脱の介護 復習、実習前演習、視覚障害に応じた介護、聴覚・言語障害に応じた介護、運動機能障害に応じた介護、内部障害、重複障害、事例演習	2前	30	1		○	○	○				
○		障がい者への支援	障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する。	2前	30	2	○		○				○	
○		住環境と福祉用具	生活環境の中にあるバリアや生活支援の工夫について学ぶ。住環境整備をはじめとするさまざまな支援の基本を学ぶ。	2後	30	1		○	○	○				
○		栄養・調理	介護福祉士が食の支援をする上で必要な知識と技術を養う。健康維持と共に、生きる喜びである食事作りと、栄養バランスの良い食習慣や嗜好に行き届いた心遣いのケアを学ぶ。	1通	60	2	△	○	○				○	
○		被服	衣服の補修に役立つ縫い方の基礎を正しく身に付けさせる。手芸の基礎を学ぶ。手縫いの基本的な技術を取り入れた作品を作る。リハビリに役立つ手芸作品を作る。	2前	30	1			○				○	
○		介護予防とアクティビティ	介護予防（認知症、転倒、嚥下、失禁膝痛など）のニーズをふまえた上で、ADLの低下を防ぎ、生活の質（QOL）の向上を目指す為の援助について理解する。	2前	30	1	△	○	○				○	
○		介護過程Ⅰ	介護過程の意義と目的について理解し、対象者の生活上の課題とその解決に向けたプランを作成する必要性を学ぶ。講義を中心に事例を取り入れながら、介護過程の理論を学び介護過程の基礎的な知識を理解する。	1前	30	1	△	○	○				○	
○		介護過程Ⅱ	個別の生活課題や潜在能力を引き出すためのアセスメント、自立支援にそった介護計画の立案・実施・評価、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解する。	1後	30	1	△	○	○				○	
○		介護過程Ⅲ	施設実習を終えて、より具体的な利用者像を基に自立支援に沿った介護計画の立案・実施・評価の過程を学習し身につける。ケーススタディを通じて介護が必要な利用者の全体像を捉えて、個別の生活課題を解決していく方法を学ぶ。	2前	60	2	△	○	○				○	
○		介護過程Ⅳ	さまざまな事例を基に、これまで学習してきた専門知識を整理、活用し、個別介護過程に応用できる力を身につける。事例を共有する過程でこれまでの専門知識を振り返り、グループでの事例検討を通じて計画立案とプレゼンテーションの演習を行う	2後	30	1	△	○	○				○	

○		介護総合演習Ⅰ	介護実習に向けての心構え、予備知識、動機付け等の準備を行うことを目的とする。実習前指導を中心に、実習の意義・目的を理解するとともに、介護実習先の理解（人間理解とサービス提供の場）を深める実習に臨む基本的姿勢を身につける。記録の重要性を理解し、文章力・表現力を強化しながら記録の書き方を学ぶ。	1 前	30	1		○	○	○								
○		介護総合演習Ⅱ	基礎実習の体験を基に、円滑かつ有効に施設実習Ⅰ・Ⅱを行えるようにすることを目的とする。基礎実習Ⅰ・Ⅱの振り返りから、施設・利用者の理解を深め、介護職の役割を学ぶ。実習日誌・個別介護計画の書き方を学ぶ。	1 後	30	1		○	○	○								
○		介護総合演習Ⅲ	施設実習に向けて、基礎・施設実習の学びや反省を基に、施設実習Ⅱが円滑かつ有効に行えるようにすることを目標とする。	2 前	30	1		○	○	○								
○		介護総合演習Ⅳ	これまで学んだ知識や技術など学内での学びを統合して、実際場面に適用できる柔軟性や応用力、判断力を養うことを目的とする。	2 後	30	1		○	○	○								
○		基礎実習A	利用者とのコミュニケーションや人間的なふれあいを通してニーズを感じとり介護者の役割を学ぶ。	1 前	80	2			○	○	○							○
○		基礎実習B	利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、利用者、家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、多職種とのチームケアを学ぶ。	1 後	40	1			○	○	○							○
○		施設実習Ⅰ	利用者の状況（心身の障害に起因した状況やその日の状態）に対応した生活支援技術を習得し、関係職種との連携のあり方を学び、利用者の生活をよりよくする介護者の役割を理解する。	1 後	160	3				○	○	○						○
○		施設実習Ⅱ	利用者の生活のニーズと個別性を理解し、適切な介護を展開する力を身につけると共に、専門職としての自覚をもち、自己の介護福祉観を深めていく。	2 前	160	3				○	○	○						○
○		居宅実習	居宅における利用者の生活状況を把握し、居宅での介護福祉士の役割を学ぶ。利用者および家族の生活状況を知り、生活支援の実際を学ぶ。保健・医療・福祉サービスの連携の重要性を理解し、連携のとり方を学ぶ	2 後	16	1				○	○	○						○
○		発達と老化の理解	成長・発達の観点から老化を理解し、老化に関する心理や身体機能の変化及びその特性に基本的知識を学ぶ。	1 後	30	2	○				○	○						
○		高齢者と健康	老化に関する身体機能の変化の特徴に関する基礎的知識を習得する。	1 前	30	2	○				○	○						

○			認知症の理解	認知症を取り巻く歴史的背景や施策、認知症のある人の現状を理解する。認知症の症状の特徴を学び、それによって引き起こされる機能の変化や日常生活への影響について理解する。	1 後	30	2	○			○			○
○			認知症の支援	認知症のある人の意思表示が困難な特性を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する。	2 前	30	2	○			○			○
○			障害者の理解 A	障害の概念や障がい者福祉の基本理念等を学び、障害の考え方について理解する。	2 前	30	2	○			○			○
○			障害者の理解 B	障害に関する基礎的な概念を理解した上で心理面・社会面・医学面から総合的に支援の判断ができるようになる。尊厳を持った関わりができるようになる。講義を中心に介護福祉士として障害について考えることができるようになる。	2 後	30	2	○			○			○
○			こころのしくみ	成長・発達の見方から老化を理解し、老化に関する心理や身体機能の変化及びその特徴に関する基礎的な知識を習得する。	1 後	30	2	○			○			○
○			からだのしくみ	こころとからだの両面から利用者の状態を見て、その状態がどのような要因から引き起こされているのか、その根拠となる知識を学ぶことによって、利用者の残存機能が潜在能力を引き出すことができるようになる。	1 後	30	2	○			○			○
○			生活支援Ⅰ	介護技術の根拠となる人体の構造や機能および介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について理解する学習とする。	1 前	30	2	○			○			○
○			生活支援Ⅱ	生活支援技術に必要な人体の構造と機能について必要な見守りから看取り（終末期）まであらゆる介護場面において適切な介護ができることをねらいとする。	1 後	30	2	○			○			○
○			医療的ケアⅠ	社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、一部の医行為が一定の要件下が可能となり、介護の専門職として医療的ケアを行う意義を学び、安全・適切なケアを身に付ける。医療的ケアを安全に実施するための基礎を学ぶ。喀痰吸引に関する基礎知識・実施手順について学ぶ。	1 後	30	2	○			○			○
○			医療的ケアⅡ	社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、一部の医行為が一定の要件下で可能となったことを受け、介護の専門職として医療的ケアを行う意義を学び、安全・適切なケアを身に付ける。喀痰吸引の実施手順・留意点について学ぶ。喀痰吸引の実施手順とともに、安全確認・急変や事故発生時の対応について理解する。	1 後	8	1	○			○			○

○		医療的ケアⅢ	社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、一部の医行為が一定の要件下が可能となり介護の専門職として医療的ケアを行う意義を学び、安全・適切なケアを身に付ける。喀痰吸引の実施手順と共に、安全確認・急変や事故発生時の対応について理解する。消火器の仕組み・状態を理解し、経管栄養の基本的知識について理解する。	2前	30	1	○	△	○	○			
○		医療的ケアⅣ	社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、一部の医行為が一定の要件下が可能となり、介護の専門職として医療的ケアを行う意義を学び、安全・適切なケアを身に付ける。ただし、医療的ケアⅠ～Ⅲ（実時間50時間）を履修したものに限り	2後	12	1	○	○	○	△			
○		レクリエーション活動援助法	レクリエーションの持つコミュニティワークを通してクラスの仲間を知る。レクリエーション支援に必要な素材について体験を通して学び、その活動の持つ意味について考える。	2後	30	1	○	○	△	○			
○		ゼミナール	高齢であっても、障がいがあっても、あたりまえに共に生きていける社会を目指す。多様化するニーズに応えられるような社会福祉の専門性を高め、実践力を身につける。各ゼミナールで、ディスカッションや施設見学、専門書の精読等を通してテーマの理解を深める。	2前	30	1	○	○	△	○			
○		卒業対策（国試対策）	卒業後の社会人としてのありかたを学ぶ。国家試験対策を行う。就職指導、社会人としてのマナー教育、国家試験対策。	2通	60	2	○	○	○				
合計			56 科目	2, 1 2 6 単位時間 (9 3 単位)									

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
規定の授業科目を履修すること 規定の授業出席数に達していること 規定の成績を収めていること 授業料を収めていること	1 学年の学期区分	2 学期	
	1 学期の授業期間	1 5 週	

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名		所在地																		
町田福祉保育 専門学校		平成1年2月20日	岩本 太三		〒194-0021 東京都町田市中町2-10-21 (電話) 042(722)0313																		
設置者名		設立認可年月日	代表者名		所在地																		
学校法人榎本学園		昭和53年7月1日	理事長 榎本 雄文		〒194-0021 東京都町田市中町1-13-1 (電話) 042(720)4826																		
分野	認定課程名	認定学科名			専門士	高度専門士																	
教育・社会福祉	社会福祉専門課程	総合福祉学科			平成13年3月8日 文部省告示第25号	-																	
学科の目的	本学科は学校教育法に基づき、深い人間愛と奉仕の精神を身につけた、介護福祉の分野で総合的に貢献できる人材を養成することを目的とする。																						
認定年月日	平成27年2月25日																						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																
	2年 昼間							2,636時間	1,148時間	942時間	546時間	0時間	0時間										
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																	
40人		12人	0人	15人	47人	62人																	
学期制度	■前期: 4月1日~9月30日 ■後期: 10月1日~3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 筆記試験、実技試験																		
長期休み	■学年始め: 4月1日 ■夏季: 7月25日~8月25日 ■冬季: 12月25日~1月10日 ■学年末: 3月15日~3月31日			卒業・進級 条件	規定の授業科目を履修すること 規定の授業出席数に達していること 規定の成績を収めていること 授業料を収めていること																		
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 長期欠席者への指導等の対応 電話連絡・個人・保護者面談			課外活動	■課外活動の種類 各種ボランティア活動 ■サークル活動: 無																		
就職等の 状況※2	■主な就職先・業界等(平成29年度卒業生) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設			主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成29年度卒業者に関する平成30年5月1日時点の情報)																		
	■就職指導内容 進路相談、紹介、面接指導等				<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>②</td> <td>24人</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>社会福祉主事任用資格</td> <td>①</td> <td>24人</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>レクリエーション・インストラクター</td> <td>③</td> <td>24人</td> <td>24人</td> </tr> </tbody> </table>			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	介護福祉士	②	24人	22人	社会福祉主事任用資格	①	24人	24人	レクリエーション・インストラクター	③	24人	24人
	資格・検定名	種	受験者数		合格者数																		
	介護福祉士	②	24人		22人																		
社会福祉主事任用資格	①	24人	24人																				
レクリエーション・インストラクター	③	24人	24人																				
■卒業者数: 24人			■卒業者に占める就職者の割合: 100%																				
■就職希望者数: 24人			■就職率: 100%																				
■就職者数: 24人			■その他 ・進学者数: 0人																				
■就職率: 100%			■卒業者に占める就職者の割合: 100%																				
■卒業者数: 24人			(平成29年度卒業者に関する 平成30年5月1日 時点の情報)																				
■就職希望者数: 24人			■中途退学者: 1名																				
■就職者数: 24人			■中退率: 2.7%																				
■就職率: 100%			平成29年4月1日時点において、在学者37名(平成29年4月1日入学者を含む) 平成30年3月31日時点において、在学者36名(平成30年3月31日卒業者を含む)																				
■卒業者に占める就職者の割合: 100%			■中途退学の主な理由 進路変更																				
■その他 ・進学者数: 0人			■中退防止・中退者支援のための取組 担任による常日頃の細やかなコミュニケーション、個別面談・保護者面談の実施																				
(平成29年度卒業者に関する 平成30年5月1日 時点の情報)			■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 無 ※有の場合、制度内容を記入																				
■就職希望者数: 24人			■専門実践教育訓練給付: 給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																				
■就職率: 100%			■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																				
■卒業者数: 24人			当該学科の ホームページ URL																				
■就職希望者数: 24人			URL:https://www.enomoto.ac.jp/fukushi/																				
■就職者数: 24人																							
■就職率: 100%																							

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

「深い人間愛と奉仕の精神を身につけた、介護福祉及び保育の分野に貢献できる人材を養成すること」という本校の目的を達成するために、関連施設等の求める人材を育成すべく、主として授業科目の開設や・授業内容・方法の改善を目的として、教育課程編成委員会の開催、個別のヒアリング・意見交換等による関連施設等との連携を推進する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

実践的かつ専門的な教育を実現するため、関連施設との連携を通じて必要な情報の分析・把握を行い、教育課程の編成に役立てることを目的とし、本校教職員と企業関係者等の外部委員にて構成する。
教育課程に反映する基本過程は、夏期委員会で審議 ⇒ 本校主任会にて共有・審議 ⇒ 本校教職員にて次年度教育課程授業内容案作成 ⇒ 冬期委員会で審議 というサイクル。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成30年7月1日現在

名前	所属	任期	種別
小泉 昇	社会福祉法人相模翔優会 特別養護老人ホーム ル・リアンふかみ 施設長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	③
田口 久美子	公益社団法人神奈川県介護福祉士会 総括責任者	同上	①
森田 健一	社会福祉法人 合掌苑 マネージャー	同上	③
岩本 太三	学校法人榎本学園 町田福祉保育専門学校 校長	同上	
佐藤 幸彦	同 広報部長	同上	
小松 迪弥	同 顧問	同上	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ① 業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ② 学会や学術機関等の有識者
- ③ 実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

年2回、夏期・冬期

(開催日時)

第1回 平成 29 年 8 月 25 日 16:00～17:00

第2回 平成 30 年 3 月 8 日 16:00～17:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

ことば、会話といった「国語力」強化、という意見を受け、「コミュニケーション論」の授業の中で、個人発表のスタイルを取り入れた。他にも関連した科目のなかで、様々な工夫が考えられる。今後の検討課題である。
介護、保育の両分野あることのメリットを活かしたカリキュラムの工夫、という意見について、今後の検討課題である。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

介護現場でのニーズに対応できる人材育成を目指し、技術・技能の習得はもとより、職業意識の涵養、モチベーションの向上に資する実習授業を編成する。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

企業等実習先に所定期間それぞれでの実習受入れ、指導、評価までを包括的に依頼している。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
基礎実習A・B	・実習施設の概要を理解する。 ・介護保険制度(法制度)と介護サービスの実際を知り、多種多様な施設や事業所の役割を学ぶ。	特別養護老人ホーム等 総数84社 清風園、芙蓉園、グリーンヒルズ相模原、第2松風園、横浜らいず、ほか
居宅介護実習	・事業所の概要を理解する。 ・地域との関わりを理解する。 ・職員間のチームワークを学ぶ。 ・ホームヘルパーの役割を理解する。	ヘルパーステーション等 総数19社 ヘルパーステーション清風園、ヘルパーステーション合掌苑、玉川グリーンホーム、東京高齢協町田地域センター、神奈川県ホームヘルプ協会、ほか
施設実習Ⅰ	・実習施設の目的・役割・概要を理解する。 ・地域社会における施設の役割を理解する。 ・関係職種の種類と役割を理解し、連携のあり方を具体的に学ぶ。 ・介護福祉士としての自己課題をみいだす。	特別養護老人ホーム等 総数84社 第二清風園、合掌苑桂寮、グリーンワフ東戸塚、七沢自立支援ホーム、丹沢レジデンシャルホーム ほか
施設実習Ⅱ	・実習施設の目的・役割・概要を理解する。 ・地域社会における施設の役割を理解する。 ・チームの一員として援助が出来るよう、他職種への理解とチームのあり方を具体的に学ぶ。 ・介護福祉士としての自己を明確にし、介護福祉に関する、研究的態度を養う。	特別養護老人ホーム等 総数84社 悠々園、福音の家、シルバータウン相模原、ハートランドぐらんばぐらんま、相模原療育園、ほか
社会福祉現場実習	・実習先機関の機能や役割を理解する。 ・実際の相談援助を通して、相談員の役割を理解し、他職種や他機関との連携についても学ぶ。	地域包括支援センター等 総数22社 ケアセンター成瀬、町田市南第2高齢者支援センター、横浜市中山地域ケアプラザ、新磯地域包括支援センター、のぞみ作業所、ほか

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

学園の研修規程第2条(研修の目的)に定められているとおり、「複本学園および各校の教育理念・目的を十分に理解させ、職務の遂行に必要な知識、技能等を修得させることにより、その職務の遂行に必要な教職員の能力、資質等の向上を図ること」を基本方針とする。

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 全国教職員研修会(連携企業: 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会)

期間: 平成29年11月19日(日)～21日(火)大阪府 対象: 介護系学科教員

研修内容: 先進的な取り組み(介護施設・企業等)や他校事例等の講演を受講、情報交換

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 第5回人権教育研修「発達障害を抱える子どもたちへの支援について考える」(連携企業: 公益財団法人東京都私学財団)

期間: 平成30年2月23日(金)東京都

研修内容: 発達障がい理解と学校・教員の支援のあり方について

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 全国教職員研修会(連携企業: 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会)

期間: 平成30年11月28日(水)～30日(金)宮崎県 対象: 介護系学科教員

研修内容: 先進的な取り組み(介護施設・企業等)や他校事例等の講演を受講、情報交換

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 第3回人権教育研修「ハラスメント防止のために」(連携企業: 公益財団法人東京都私学財団)

期間: 平成30年10月30日(火)東京都

研修内容: ハラスメントの現状と課題を理解し、学校でのハラスメント防止を考える

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校評価ガイドラインの項目それぞれについて、客観的な達成度合いを認識し、改善への指標とする。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念・目標
(2) 学校運営	学校運営
(3) 教育活動	教育活動
(4) 学修成果	学修成果
(5) 学生支援	学生支援
(6) 教育環境	教育環境
(7) 学生の受け入れ募集	学生の受け入れ募集
(8) 財務	財務
(9) 法令等の遵守	法令などの遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

介護福祉士国家試験では高い合格率を保てる学習指導に期待したい、という意見を受け、「国試対策」という科目を設けた。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成30年7月1日現在

名前	所属	任期	種別
小泉 昇	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会 会員	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	業界団体会員
森田 健一	社会福祉法人 合掌苑 マネージャ	同上	関係施設長
野村 明洋	一般社団法人 東京都民間保育園協会 会員	同上	業界団体会員
高田 恭子	社会福祉法人 真生会 理事長	同上	関係施設長

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ

URL: <https://www.enomoto.ac.jp/>

平成30年11月1日(予定)

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

情報提供ガイドラインの項目を指標として、適正な情報提供を実施する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校案内 教育理念
(2) 各学科等の教育	各科紹介
(3) 教職員	講師紹介
(4) キャリア教育・実践的職業教育	講義内容
(5) 様々な教育活動・教育環境	本校の特色
(6) 学生の生活支援	学費/特別制度
(7) 学生納付金・修学支援	学費/特別制度
(8) 学校の財務	財務
(9) 学校評価	学校評価
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

URL: <https://www.enomoto.ac.jp/fukushi/>

授業科目等の概要

(社会福祉専門課程総合福祉学科) 平成30年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			人間の理解	「人間」の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるための基礎となる能力を養う学習とする。	1後	30	2	○			○		○		
○			コミュニケーション論	介護実践のために必要な人間の理解や他社への情報の伝達に必要な、基礎的なコミュニケーション能力を養うための学習とする。	2後	30	2	○	△		○			○	
○			家庭福祉論	家族形態・機能の変化とともにそれを取り囲む問題も多様化している。それぞれの問題や課題を取り上げる中から家庭とそれを支援する政策などについて考える。参考資料を中心とした講義と資料や事例を取り上げ進める。	2後	30	2	○			○			○	
○			社会保障論	国民の生活を支える社会保障の基礎知識を得る。教科書に沿って、時事問題にも触れながら解説する。	2前	30	2	○			○			○	
○			社会福祉行政論	社会福祉行財政の仕組みと課題、福祉計画の意義、主要社会福祉法令を学ぶ。社会福祉法制と行政の歩み、福祉関係主要法令の概要、社会福祉行財政の仕組み、福祉計画の意義、社会福祉行政の課題など。	2後	30	2	○			○			○	
○			社会学	現代社会の特質について理解する。現代社会における家族や社会関係の特徴について理解させる。現代社会における社会問題について理解させる。社会学の基本的な知識を基盤にして、生活に密着した現代社会の社会問題（政治、雇用、文化など）を多面的視点で取り上げる。	2後	30	2	○			○			○	
○			生活文化	その人その人の生きてきた時代背景やできごととは本人にとっては色あせることはない。過去を肯定することで、現在である今を生きることができる。人を理解するには「その人が生まれてこれまで歩んできた道程」を把握	2後	30	2	○			○			○	
○			公的扶助論	私たちの生活にとって最終的な拠り所となる制度である公的扶助（生活保護）制度と、制度の歴史・関連分野について解説する。教科書を中心に進め、新聞報道・判決文なども使用する。生活保護及び関連制度の近年の動向、ホームレス問題を含めた低所得対策等時事的な問題も取り上げ、学生がセイフティーネッ	2後	30	2	○			○			○	

○		介護の基本 I/II	介護福祉士を取り巻く状況や背景、社会的役割を理解し、介護サービスの提供される場の特性を学ぶ。介護を必要とする人を「生活する人」として受け止め、利用者の生き方（個別性）を理解する。	1 前	60	4	○			○		○		
○		介護の基本 III/IV	介護を必要とする人の個性や多様性、複雑性を理解する。ケアマネジメント、ケアプランの流れと仕組みを通し、生活の場の特性や連携のあり方について理解する。	1 後	60	4	○			○		○		
○		介護の基本 V/VI	利用者が安心して生活が営める生活環境を整え、危機管理や関係職種間の連携のあり方を理解する。介護従事者の健康管理について学び、安全、安心できる介護の実現を目指す。	2 前・ 2 後	60	4	○			○		○	○	
○		コミュニケーションの 基本	介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションについて理解するとともに、利用者や利用者家族、あるいは多職種協働におけるコミュニケーション能力を身につけるための学習とする。	1 前	30	2	○	△		○		○		
○		ことば	コミュニケーションの手段としての日本語の論理的な使い方を習得する。	1 後	30	2	○			○				○
○		手話	聴覚障害者の生活、コミュニケーション方法について理解を深める。日常会話も手話で表現する。	1 前	30	1	△	○		○				○
○		点字	視覚障害者の介護に必要な基本的な知識・技術を学び、視覚障害者の生活の不自由さをできるだけ軽減する具体的な方法を知る。視覚障害者のコミュニケーション手段のひとつである点字についての基礎的な知識を習得し、点字の初歩を学ぶ。	1 前	30	1	△	○		○				○
○		情報	情報の共有はチームケアには必須である。必要な情報は記録として活用、保存される。情報の取り扱いの重要性と多職種との協働に必要なコミュニケーションの一つとしての記録のあり方について学ぶ。	1 前	30	1	△	○		○				○
○		レクリエーション 概論	レクリエーションの提供を効果的に行うためには対象者との良好なコミュニケーションがかかせない事を理解する。また、変容するレク支援の現場に即したプログラムの立案を行う。	1 前	30	1	△	○		○				○
○		生活支援技術 I	尊厳保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて安全に援助できる技術や知識について習得する学習とする。ベッドメイキング、身体の動かし方・支え方、車いすの介護、食事の介護、着脱の介護、排泄の介護、移送の介護、身体の清潔、事例演習	1 前	90	3				○		○		○

○		生活支援技術Ⅱ	尊厳保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助出来る技術や知識について習得する。学習とする。感染予防、糞法、バイタルサイン、与薬、緊急時の対応、和室の介護、リフト車/車いす体験、技術確認、事例演習、スライド/スライドボード/リフト、褥瘡の介護	1後	60	2		○	○	○								
○		生活支援技術Ⅲ	尊厳保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助出来る技術や知識について習得する学習とする。移動の介護 復習、排泄の介護 復習 着脱の介護 復習、実習前演習、視覚障害に応じた介護、聴覚・言語障害に応じた介護、運動機能障害に応じた介護、内部障害、重複障害、事例演習	2前	30	1		○	○	○								
○		リハビリテーション	介護福祉士として必要なリハビリテーションと障害に関する基本的な考え方、サービス体系のあり方、リハビリテーションサービスの実践について理解する。	2後	30	2		○		○								○
○		障がい者への支援	障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する。	2後	30	2		○		○								○
○		住環境と福祉用具	生活環境の中にあるバリアや生活支援の工夫について学ぶ。住環境整備をはじめとするさまざまな支援の基本を学ぶ。	2後	30	1		○		○								○
○		家庭経営	日常生活を支障なく送るための必要不可欠な生活技術の習得。家庭生活の在り方、家庭経済、消費者を取り巻く諸問題、被服の素材と管理	2後	30	2		○		○								○
○		栄養・調理	介護福祉士が食の支援をする上で必要な知識と技術を養う。健康維持と共に、生きる喜びである食事作りと、栄養バランスの良い食習慣や嗜好に行き届いた心遣いのケアを学ぶ。	1通	60	2	△	○		○								○
○		被服	衣服の補修に役立つ縫い方の基礎を正しく身に付けさせる。手芸の基礎を学ぶ。手縫いの基本的な技術を取り入れた作品を作る。リハビリに役立つ手芸作品を作る。	2前	30	1		○										○
○		介護予防とアクティビティ	介護予防（認知症、転倒、嚥下、失禁膝痛など）のニーズをふまえた上で、ADLの低下を防ぎ、生活の質（QOL）の向上を目指す為の援助について理解する。	2前	30	1	△	○		○								○
○		介護過程Ⅰ	介護過程の意義と目的について理解し、対象者の生活上の課題とその解決に向けたプランを作成する必要性を学ぶ。講義を中心に事例を取り入れながら、介護過程の理論を学び介護過程の基礎的な知識を理解する。	1前	30	1	△	○		○								○

○		介護過程Ⅱ	個別の生活課題や潜在能力を引き出すためのアセスメント、自立支援にそった介護計画の立案・実施・評価、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解する。	1後	30	1	△	○	○	○								
○		介護過程Ⅲ	施設実習を終えて、より具体的な利用者像を基に自立支援に沿った介護計画の立案・実施・評価の過程を学習し身につける。ケーススタディを通じて介護が必要な利用者の全体像を捉えて、個別の生活課題を解決していく方法を学ぶ。	2前	60	2	△	○	○	○								
○		介護過程Ⅳ	さまざまな事例を基に、これまで学習してきた専門知識を整理、活用し、個別介護過程に応用できる力を身につける。事例を共有する過程でこれまでの専門知識を振り返り、グループでの事例検討を通じて計画立案とプレゼンテーションの演習を行う	2後	30	1	△	○	○	○								
○		介護総合演習Ⅰ	介護実習に向けての心構え、予備知識、動機付け等の準備を行うことを目的とする。実習前指導を中心に、実習の意義・目的を理解するとともに、介護実習先の理解（人間理解とサービス提供の場）を深める実習に臨む基本的姿勢を身につける。記録の重要性を理解し、文章力・表現力を強化しながら記録の書き方を学ぶ。	1前	30	1		○	○	○								
○		介護総合演習Ⅱ	基礎実習の体験を基に、円滑かつ有効に施設実習Ⅰ・Ⅱを行えるようにすることを目的とする。基礎実習Ⅰ・Ⅱの振り返りから、施設・利用者の理解を深め、介護職の役割を学ぶ。実習日誌・個別介護計画の書き方を学ぶ。	1後	30	1		○	○	○								
○		介護総合演習Ⅲ	施設実習に向けて、基礎・施設実習の学びや反省を基に、施設実習Ⅱが円滑かつ有効に行えるようにすることを目標とする。	2前	30	1		○	○	○								
○		介護総合演習Ⅳ	これまで学んだ知識や技術など学内での学びを統合して、実際場面に適用できる柔軟性や応用力、判断力を養うことを目的とする。	2後	30	1		○	○	○								
○		基礎実習A	利用者とのコミュニケーションや人間的なふれあいを通してニーズを感じとり介護者の役割を学ぶ。	1前	80	2			○	○	○	○						
○		基礎実習B	利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、利用者、家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、多職種とのチームケアを学ぶ。	1後	40	1			○	○	○	○						
○		施設実習Ⅰ	利用者の状況（心身の障害に起因した状況やその日の状態）に対応した生活支援技術を習得し、関係職種との連携のあり方を学び、利用者の生活をよりよくなる介護者の役割を理解する。	1後	160	3			○	○	○	○						

○		施設実習Ⅱ	利用者の生活のニーズと個別性を理解し、適切な介護を展開する力を身につけると共に、専門職としての自覚をもち、自己の介護福祉観を深めていく。	2前	160	3				○		○	○		○
○		居宅実習	居宅における利用者の生活状況を把握し、居宅での介護福祉士の役割を学ぶ。利用者および家族の生活状況を知り、生活支援の実際を学ぶ。保健・医療・福祉サービスの連携の重要性を理解し、連携のとり方を学ぶ。	2後	16	1				○		○	○		○
○		発達と老化の理解	成長・発達の観点から老化を理解し、老化に関する心理や身体機能の変化及びその特性に基本的知識を学ぶ。	1後	30	2	○				○		○		
○		高齢者と健康	老化に関する身体機能の変化の特徴に関する基礎的知識を習得する。	1前	30	2	○				○		○		
○		認知症の理解	認知症を取り巻く歴史的背景や施策、認知症のある人の現状を理解する。認知症の症状の特徴を学び、それによって引き起こされる機能の変化や日常生活への影響について理解する。	1前	30	2	○				○				○
○		認知症の支援	認知症のある人の意思表示が困難な特性を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する。	1後	30	2	○				○		○		
○		障害者の理解A	障害の概念や障がい者福祉の基本理念等を学び、障害の考え方について理解する。	2前	30	2	○				○				○
○		障害者の理解B	障害に関する基礎的な概念を理解した上で心理面・社会面・医学面から総合的に支援の判断ができるようになる。尊厳を持った関わりができるようになる。講義を中心に介護福祉士として障害について考えることができるようになる。	2前	30	2	○				○				○
○		こころのしくみ	成長・発達の観点から老化を理解し、老化に関する心理や身体機能の変化及びその特徴に関する基礎的な知識を習得する。	1後	30	2	○				○				○
○		からだのしくみ	こころとからだの両面から利用者の状態を見て、その状態がどのような要因から引き起こされているのか、その根拠となる知識を学ぶことによって、利用者の残存機能が潜在能力を引き出すことができるようになる。	1後	30	2	○				○				○
○		生活支援Ⅰ	介護技術の根拠となる人体の構造や機能および介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について理解する学習とする。	1前	30	2	○				○		○		

○		生活支援Ⅱ	生活支援技術に必要な人体の構造と機能について必要な見守りから看取り（終末期）まであらゆる介護場面において適切な介護ができることをねらいとする。	1後	30	2	○			○	○		
○		医療的ケアⅠ	社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、一部の医行為が一定の要件下が可能となり、介護の専門職として医療的ケアを行う意義を学び、安全・適切なケアを身に付ける。医療的ケアを安全に実施するための基礎を学ぶ。喀痰吸引に関する基礎知識・実施手順について学ぶ。	1後	30	2	○			○	○		
○		医療的ケアⅡ	社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、一部の医行為が一定の要件下で可能となったことを受け、介護の専門職として医療的ケアを行う意義を学び、安全・適切なケアを身に付ける。喀痰吸引の実施手順・留意点について学ぶ。喀痰吸引の実施手順とともに、安全確認・急変や事故発生時の対応について理解する。	1後	8	1	○			○	○		
○		医療的ケアⅢ	社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、一部の医行為が一定の要件下が可能となり介護の専門職として医療的ケアを行う意義を学び、安全・適切なケアを身に付ける。喀痰吸引の実施手順と共に、安全確認・急変や事故発生時の対応について理解する。消火器の仕組み・状態を理解し、経管栄養の基本的知識について理解する。	2前	30	1	○			○	○		
○		医療的ケアⅣ	社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、一部の医行為が一定の要件下が可能となり、介護の専門職として医療的ケアを行う意義を学び、安全・適切なケアを身に付ける。ただし、医療的ケアⅠ～Ⅲ（実時間50時間）を履修したものに限り	2後	12	1	○			○	○	△	
○		児童福祉論	少子高齢化社会における、児童・家庭問題の社会的背景、児童の成長・発達や子育て環境の問題そして児童福祉の理念・意義を理解する。また、児童家庭福祉の法体系と実施体制について理解を深める。児童や家庭の生活実態や社会情勢、福祉ニーズ（子育て支援、ひとり親家庭、児童虐待やDVの実態等）を理解し、児童家庭福祉に関する制度の歴史、法体系や児童の権利について理解を深める。	2前	30	2	○			○	○		
○		地域福祉論	地域福祉についての正しい理解をすすめる。特に介護との関係を深めることを目的とする。地域福祉の理念や措置方法を出来るだけ分かりやすく講義する。	2後	30	2	○			○	○		
○		社会福祉援助技術演習	社会福祉支援を行うための対人関係の基礎を作る。各回のテーマに沿った実習演習や事例を通じて対人関係、対人支援について理解を深め支援実践を振り返る。	2前	30	1	○			○	○	△	

○		福祉事務所運営論	福祉事務所の法的性格と機能、専門職としての社会福祉主事の業務について理解する。 福祉事務所の役割と組織、社会福祉主事の専門性と倫理、生活問題の多様化と関係社会資源との連携、諸制度改革と福祉事務所の課題	2前	30	2	○			○				○
○		社会福祉施設経営論	社会福祉にかかわる制度が大きく変化している中での社会福祉施設の役割・サービス内容課題そして施設で働く従事者の役割などについて幅広く学ぶ。 社会福祉施設の法的位置づけ、社会的役割を十分に果たすためのサービス評価、施設がこれからの時代に果たすべき役割などについて学ぶ。	2通	60	4	○			○				○
○		法学	ケアワーカーとして必要な法の基礎知識を得る。 教科書に沿って、できるだけわかり易く解説する。	1後	30	2	○			○				○
○		経済学	経済学を通して社会の仕組みを理解する。 経済学と経営学の基礎的な講義を行う。	1前	30	2	○			○				○
○		社会福祉現場実習	児童相談所・心身障がい者センター・社会福祉協議会・市役所・男女共同参画センター等を実習（見学）。 実習先機関の相談対象者、家族、地域等で提供されているサービスから設置機関の目的・機能の意義を学び、福祉事務所・児童相談所・身体障害者センターの機能を理解する。 設置相談機関の制度的役割と実際行われる相談援助の方法・技術を実践者から説明を受け研究・記録する。 社会福祉現場実習では相談員の施設における役割を実習から実践を学び、他職種や他の期間の連携のあり方を理解する。 相談員が持つべき倫理観にたった人権擁護及び守秘義務を遵守した姿勢に基づいた援助相談業務に必要とされる知識・技術を学び、行政機関及び社会福祉施設での相談員の実務及び実習に必要とされる知識、ソーシャルワーク技術を学ぶ。 実際の行政実習が有効なものとなるよう、相談業務のあり方や、行政機関の様々な機能、役割を具体的に学べる授業展開とする。	2後	90	2			○		○			○
○		社会福祉現場実習指導	実際の行政実習が有効なものとなるよう、相談業務のあり方や、行政機関の様々な機能、役割を具体的に学べる授業展開とする。	1通・2前	60	2	△	○		○			○	
○		レクリエーション活動援助法	レクリエーションの持つコミュニティワークを通してクラスの間を知る。レクリエーション支援に必要な素材について体験を通して学び、その活動の持つ意味について考える。	2後	30	1		○		○		△		○
○		特別講義	現代社会の中で人権問題を学ぶ意義は大きい。介護の専門職として、実践に活かせる利用者の権利擁護についての知識を得る。	1前	30	1		○		○				○

○	卒業対策 (国試対策)	卒業後の社会人としてのありかたを学ぶ。 国家試験対策を行う。就職指導、社会人としてのマナー教育、国家試験対策。	2 通	60	2	○	○	○			
合計		67	科目	2,636単位時間 (120単位)							

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
規定の授業科目を履修すること 規定の授業出席数に達していること 規定の成績を収めていること 授業料を収めていること	1学年の学期区分	2学期	
	1学期の授業期間	15週	

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名		所在地																										
町田福祉保育 専門学校		平成1年2月20日	岩本 太三		〒194-0021 東京都町田市中町2-10-21 (電話) 042(722)0313																										
設置者名		設立認可年月日	代表者名		所在地																										
学校法人榎本学園		昭和53年7月1日	理事長 榎本 雄文		〒194-0021 東京都町田市中町1-13-1 (電話) 042(720)4826																										
分野	認定課程名	認定学科名			専門士	高度専門士																									
教育・社会福祉	社会福祉専門課程	こども保育学科			平成25年1月29日 文部省告示第2号	-																									
学科の目的	本学科は学校教育法に基づき、深い人間愛と奉仕の精神を身につけた、保育の分野に貢献できる人材を養成することを目的とする。																														
認定年月日	平成27年2月25日																														
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																								
	3年 昼間		2,935時間	1,635時間	810時間	490時間	0時間	0時間																							
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																									
120人		99人	0人	15人	47人	62人																									
学期制度	■前期: 4月1日~9月30日 ■後期: 10月1日~3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 筆記試験、実技試験																										
長期休み	■学年始め: 4月1日 ■夏季: 7月25日~8月25日 ■冬季: 12月25日~1月10日 ■学年末: 3月15日~3月31日			卒業・進級 条件	規定の授業科目を履修すること 規定の授業出席数に達していること 規定の成績を収めていること 授業料を収めていること																										
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 長期欠席者への指導等の対応 電話連絡・個人・保護者面談			課外活動	■課外活動の種類 各種ボランティア活動 ■サークル活動: 無																										
就職等の 状況※2	■主な就職先・業界等(平成29年度卒業生) 保育所、幼稚園			主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成29年度卒業者に関する平成30年5月1日時点の情報)																										
	■就職指導内容 進路相談、紹介、面接指導等				<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育士</td> <td>①</td> <td>36人</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td>幼稚園教諭二種</td> <td>①</td> <td>36人</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td>社会福祉主事任用資格</td> <td>①</td> <td>36人</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td>児童厚生二級指導員</td> <td>③</td> <td>36人</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td>レクリエーション・インストラクター</td> <td>③</td> <td>36人</td> <td>36人</td> </tr> </tbody> </table>			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	保育士	①	36人	36人	幼稚園教諭二種	①	36人	36人	社会福祉主事任用資格	①	36人	36人	児童厚生二級指導員	③	36人	36人	レクリエーション・インストラクター	③	36人	36人
	資格・検定名	種	受験者数		合格者数																										
保育士	①	36人	36人																												
幼稚園教諭二種	①	36人	36人																												
社会福祉主事任用資格	①	36人	36人																												
児童厚生二級指導員	③	36人	36人																												
レクリエーション・インストラクター	③	36人	36人																												
■卒業者数: 36人 ■就職希望者数: 35人 ■就職者数: 35人 ■就職率: 100% ■卒業者に占める就職者の割合: 97% ■その他 ・進学者数: 0人			※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①~③のいずれかに該当する か記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)																												
(平成29年度卒業者に関する 平成30年5月1日 時点の情報)																															
中途退学 の現状	■中途退学者 6名 ■中退率 5.4% 平成29年4月1日時点において、在学者111名(平成29年4月1日入学者を含む) 平成30年3月31日時点において、在学者105名(平成30年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更 ■中退防止・中退者支援のための取組 担任による常日頃の細やかなコミュニケーション、個別面談・保護者面談の実施																														
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 無 ※有の場合、制度内容を記入 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																														
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																														
当該学科の ホームページ URL	URL: https://www.enomoto.ac.jp/fukushi/																														

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
「深い人間愛と奉仕の精神を身につけた、介護福祉及び保育の分野に貢献できる人材を養成すること」という本校の目的を達成するために、関連施設等の求める人材を育成すべく、主として授業科目の開設や・授業内容・方法の改善を目的として、教育課程編成委員会の開催、個別のヒアリング・意見交換等による関連施設等との連携を推進する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

実践的かつ専門的な教育を実現するため、関連施設との連携を通じて必要な情報の分析・把握を行い、教育課程の編成に役立てることを目的とし、本校教職員と企業関係者等の外部委員にて構成する。
教育課程に反映する基本過程は、夏期委員会で審議 ⇒ 本校主任会にて共有・審議 ⇒ 本校教職員にて次年度教育課程授業内容案作成 ⇒ 冬期委員会で審議 というサイクル。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成30年7月1日現在

名前	所属	任期	種別
野村 明洋	一般社団法人 東京都民間保育園協会 委員	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	①
島田 恭子	社会福祉法人 真生会 理事長	同上	③
岩本 太三	学校法人榎本学園 町田福祉保育専門学校 校長	同上	
佐藤 幸彦	同 広報部長	同上	
小松 迪弥	同 顧問	同上	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

年2回、夏期・冬期

(開催日時)

第1回 平成 29 年 8 月 25 日 15:00～16:00

第2回 平成 30 年 3 月 8 日 15:00～16:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

実習前の予備実習を取り入れるかどうか、という意見について、「実習指導」の授業の中で取り入れられるかどうか、検討中である。介護、保育の両分野があることのメリットをカリキュラムの中に生かせないか、という意見を受け、「施設実習指導」の科目の一部で介護分野の教員が福祉施設についての授業を受け持つこととした。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

保育現場でのニーズに対応できる人材育成を目指し、技術・技能の習得はもとより、職業意識の涵養、モチベーションの向上に資する実習授業を編成する。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

企業等実習先に所定期間それぞれでの実習受入れ、指導、評価までを包括的に依頼している。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
保育実習Ⅰ (施設実習)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設の内容、機能を実際の体験を通して理解する。 ・ 集団としての児童および個人としての児童について、実践的な接触を通して理解する。 ・ 施設における保育士の役割を実習者自身が補助的な立場に立つ事により、把握する。 ・ 諸学科で学んだ理論が、実践の場でいかに具体化されているかを知る。 	児童福祉施設 総数30社 相模原南児童ホーム、精舎児童学園、町田市美術工芸館、鎌倉児童ホーム、七沢学園、ほか
保育実習Ⅰ・Ⅱ (保育園実習)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 習得した知識や技能を現場に生かし、理解を深める。 ・ 実際の保育現場での体験を通して、現場での生きた指導技術や実践活動を学びとる。 ・ 保育士の職務を理解する。 	保育園 総数45社 さいわい保育園、小山保育園、岡田保育園、高ヶ坂保育園、南つくし野保育園、ほか
教育実習Ⅰ・Ⅱ (幼稚園実習)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園で行われる幼児教育の実際を学び、その意義を知る。 ・ 実際の保育現場での体験を通して、現場での生きた指導技術や実践活動を学びとる。 ・ 幼稚園教諭の職務を理解する。 	幼稚園 総数32社 町田こひつじ幼稚園、鶴川若竹幼稚園、町田自然幼稚園、相模すぎのこ幼稚園、玉幼稚園、ほか
児童館実習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実習での実践を通し、児童館の機能や役割、運営、具体的な活動について理解する。 ・ 児童厚生二級指導員の職務を理解する。 ・ 地域の子育て支援センターとしての具体的な取り組みと、その支援者の職務を理解する。 	児童館(こどもセンター) 総数20社 町田市子どもセンターただON、町田市子どもセンターまあち、相模原市大野北こどもセンター、藤沢市辻堂児童館、玉川学園こころ児童館、ほか

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

学園の研修規程第2条(研修の目的)に定められているとおり、「複本学園および各校の教育理念・目的を十分に理解させ、職務の遂行に必要な知識、技能等を修得させることにより、その職務の遂行に必要な教職員の能力、資質等の向上を図ること」を基本方針とする。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 幼稚園教諭養成校と私立幼稚園との交流会 (連携企業: 東京都私立幼稚園連合会)

期間: 平成30年2月1日 対象: 実習教員

研修内容: 教育実習についてパネルディスカッション、情報交換

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 第5回人権教育研修「発達障害を抱える子どもたちへの支援について考える」(連携企業: 公益財団法人東京都私学財団)

期間: 平成30年2月23日(金)東京都

研修内容: 発達障がい理解と学校・教員の支援のあり方について

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 教育研究会 (連携企業: 児童厚生員養成課程連絡協議会)

期間: 平成31年6月28日 対象: 養成課程教員

研修内容: 児童館、放課後児童クラブに関する講演、情報交換

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 第3回人権教育研修「ハラスメント防止のために」(連携企業: 公益財団法人東京都私学財団)

期間: 平成30年10月30日(火)東京都

研修内容: ハラスメントの現状と課題を理解し、学校でのハラスメント防止を考える

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校評価ガイドラインの項目それぞれについて、客観的な達成度合いを認識し、改善への指標とする。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念・目標
(2) 学校運営	学校運営
(3) 教育活動	教育活動
(4) 学修成果	学修成果
(5) 学生支援	学生支援
(6) 教育環境	教育環境
(7) 学生の受け入れ募集	学生の受け入れ募集
(8) 財務	財務
(9) 法令等の遵守	法令などの遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

社会貢献・地域貢献の一環としてボランティア活動を活発にしていきたい、との意見を受け、町田市障がい者スポーツ大会のボランティアスタッフに学科として参加することとした。

平成30年7月1日現在

名前	所属	任期	種別
小泉 昇	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会 会員	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	業界団体会員
森田 健一	社会福祉法人 合掌苑 マネージャ	同上	関係施設長
野村 明洋	一般社団法人 東京都民間保育園協会 会員	同上	業界団体会員
島田 恭子	社会福祉法人 真生会 理事長	同上	関係施設長

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ

URL: <https://www.enomoto.ac.jp/>

平成30年11月1日(予定)

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

情報提供ガイドラインの項目を指標として、適正な情報提供を実施する。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校案内、教育理念
(2)各学科等の教育	各科紹介
(3)教職員	講師紹介
(4)キャリア教育・実践的職業教育	講義内容
(5)様々な教育活動・教育環境	本校の特色
(6)学生の生活支援	学費・特別制度
(7)学生納付金・修学支援	学費・特別制度
(8)学校の財務	財務
(9)学校評価	学校評価
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

URL: <https://www.enomoto.ac.jp/fukushi/>

授業科目等の概要

(社会福祉専門課程こども保育学科) 平成30年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			日本国憲法	日本国憲法の基礎知識を得る。設問（13問）を中心に教科書に沿って解説し、学生にも発表させる。基本的な設問（13問）についても理解させる。憲法の条文に基づいて考える習慣をつける。	2後	30	2	○			○			○	
○			健康科学	学生が将来、社会の一員として重要な役割を担い、また親としての役目を果たすべき年齢になったとき、病気でリタイアしないためには何を心得ておくべきか？食や運動の正確な知識をもつこと、実践することの大切さを具体的に解説する。アルコールやタバコ、ストレス、糖尿病など関心の高いテーマについての正しい知識を網羅する。また、健康食品や健康についての様々な氾濫する情報の中で、確かな健康に関する知識を提供しこれからの生活の指針とする。	1後	15	1	○			○		○		
○			英会話Ⅰ	日本語以外の言語としての英語に慣れる。日常会話ができるようになる。英語で簡単なコミュニケーションがとれるようになる。	1前	30	2	○	△		○			○	
○			情報処理入門Ⅰ	コンピュータに関する知識の習得とWordやExcel能力の上達。講義によるコンピュータに関する知識の習得と演習による能力の獲得。	13前	30	2	○	△		○			○	
○			生涯スポーツ	高齢者、障害者をも含めた各種スポーツの技能の向上を目標としながら、現代社会における身体活動の重要性に着目し、生涯にわたって楽しめるスポーツとしてのウォーキングなどのコツも体得する。今後の地域活動へとつなげられるように、総合型地域スポーツクラブについての理解を深める。	1前	30	1		○		○		○		
○			教育原理	教育学的な視座を拓くことを目標とする。幼稚園の創始者であるフレーベル主著「人の教育」を講読し、宗教的、哲学的な思想に触れ、教育の原理の一例をみていく。また、今日的な問題を取り上げて、教育における物の見方・考え方を学んでいく。	1前	30	2	○			○		○		
○			教育心理学	教育現場における子どもたちの学習や行動を理解し、実際教育する際に応用できる理論や方法を学ぶ。発達心理学を土台にし、子どもの心身の発達や人間関係の変化を学ぶ。保護者対応や特別支援教育についても視野にいれて学んでいく。	1前	30	2	○	△		○		○		
○			造形表現（指導法）	絵画や立体造形のための技法を理解し、保育現場での展開、応用を考える。自分で製作した作品を保育現場で活かせるように技法を習得する。	1前	30	2	○	△		○			○	

○		社会的養護	社会的養護が必要とされている現代家庭の状況や社会背景と社会的養護の体系について学ぶ。	1後	30	2	○			○								
○		教育課程総論	幼稚園における教育課程の構造を理解する。幼稚園における教育課程の基本原則を理解する。	1後	30	2	○			○			○					
○		教育方法論	保育現場において、適切な保育指導を行うために、教育方法論の知見を学ぶ。とくに「指導」と「援助」とについて考えていく。また、「応用的保育」について学んでいく。	1前	30	2	○			○			○					
○		教職概論	教職・保育職の意義やその役割、教職・保育職の職務内容などの基本的な理解を通して、現在の保育者に求められるものを考えていく。	1後	30	2	○			○			○					
○		教育実習・事前事後の指導	実習の目的と意義を理解し、意欲を高める。幼稚園、保育園の1日の流れを知り、保育者の援助について学ぶ。	2後	15	1	○	△		○								○
○		劇あそび(指導法)	自ら表現する喜びを味わい、その過程を意識することで幼児の指導・援助への方法を探る。また他者とのかかわりを意識したアンサンブルに親しむ	1後	15	1	○	△		○								○
○		保育内容総論	「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」では、保育内容が子どもの発達の側面から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の五領域で示されているが、実際の保育実践ではこれらの領域が子どもたちに総合的に指導されている。これを踏まえ、本講義では各領域ごとの学習事項を総合的に関連つけて理解することを目標にする。	1前	15	1	○			○								○
○		子どもの健康I	保育現場で保育者として健康管理に関する実践が行えるようになるための基礎実習を習得する。	1後 2前	60	4	○			○								○
○		児童家庭福祉	児童福祉にかかわる者としての基本的な知識を学ぶ。児童家庭福祉に取り組む職員として必要な基礎的な考え方について理解を深める。	2前	30	2	○			○								○
○		保育原理	現在わが国で行われている保育所保育について、その背景となっている思想や制度、現在の子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化等に加え、保育内容・方法・計画・評価等について、具体的かつ総括的に学ぶことをねらいとする。	2前	30	2	○			○			○					
○		家庭支援論	家庭支援が求められる社会背景を理解する。家庭支援を行う機関・職員とそれらの役割を理解する。保育士として必要な家庭支援技術の基本理論を理解する。	2後	30	2	○			○			○					○
○		発達心理学	受胎から死ぬまでの人間の一生についてどのように変化していくのかの基本を知り、発達の問題に気づける視点を養う。発達段階ごとに実験や調査の例をあげながら人間の心身に一生の間に起こる変化について学ぶ。	2前	30	2	○			○								○

○		保育実習Ⅰ (保育所) (施設)	「保育実習」は、保育士資格を取得するために児童福祉施設で行う実習である。「保育園」と「それ以外の施設」で実習を行う。それぞれ10日間の実習で、次の内容を体験的に学ぶ。①保育所、施設における1日の流れ②子どもへの理解を深める。③保育士の業務内容や職業倫理について学ぶ。④保育の技術や記録方法について実践的に学ぶ。⑤保育士を志す者として自覚を高める。	2 後 3 前	160	4			○	○	○	○
○		図画工作Ⅱ	幼児の絵画造形教育に必要な基礎知識と表現技法の習得。材料や用具様々な技法について体験し理解する。遊びとしての造形活動のあり方を考え、幼児と共に楽しむためのヒントを与える	3 前	15	1	○		○	○		
○		幼児体育Ⅱ	幼児期にどのような活動が必要で効果的なのかを幼児の心身の発達を踏まえて援助する。	3 前	15	1	○		○		○	
○		言葉Ⅱ	子どもの発達と言葉の獲得について理解する。年齢に応じた遊びや絵本、紙芝居の理解を深める。	3 前	15	1	○		○		○	
○		健康Ⅱ	保育者は健康・安全の知識を自らが持つだけでなく、適切な環境をつくり、子どもたちにもわかりやすく伝えていくことが重要。子どもの「こころ」と「からだ」の健康について必要な知識とその指導・援助の技術・技能の獲得をめざす。	3 前	15	1	○		○	○		
○		乳児保育	乳児の発達過程を知り、乳児担当保育士として個々の子どもの発達段階に応じた保育を提供できるようにする。乳児保育の現場からのエピソードを含めた講義を中心に行う。	3 前	30	2	○	△	○		○	
○		子どもの保健Ⅱ	子どもの健康および疾病について理解する。保育における子どもの健康や疾病についての基本的な知識。保育環境で実践できるための基本的な知識を得る。	2 前	15	1	○		○		○	
○		保育実習Ⅱ	「保育実習Ⅱ」では前回の保育所実習を生かし、子どもの年齢や発達に応じた保育展開、状況に応じた保育の実践さらに、さらに子育て支援としての保育所の役割を踏まえた保育実践に努める。	3 後	80	2			○	○	○	○
○		保育実習事前・事後の指導Ⅱ	保育実習の意義、目的を理解する。子どもの人権と最善の利益の考慮、プライバシーの保護と守秘義務について理解する。実習の計画や実践、記録について理解する。	3 前	15	1	○		○		○	
○		保育内容 (健康) (人間関係) (環境) (言葉) (表現)	「健康」保育所、幼稚園の子ども達の発育、発達を知り、実践における知識と力を養う。 「言葉」ことばの伝達、認知、獲得のための表現を考える。 「表現」豊かな感性、創造性を自分なりに表現をし、他者の感性を共有することで身につける。(ことば、描く、つくる、飾る、遊ぶ)「人間関係」保育指針、幼稚園教育要領の五領域の1つに心の関わりに関する「人間関係」が設定されている。そこで①乳幼児期の人間関係とは②乳幼児期の人間関係の発達の様相③乳幼児期の人間関係における留意点等を通じ人との関わりの中で子ども達が社会の一員としての必要な主体性と社会性を身につけることの大切さを学ぶ。	1 通	150	10	○		○	○		

○		特別講義Ⅰ・Ⅱ	担当する各教員の専門分野を生かして独自の授業を展開する。保育現場で役に立つ実践的な知識や技術を学ぶ。	1通	60	4	○			○		○		
○		音楽Ⅱ (リトミック)	リトミック、豊かな音楽表現をできる基礎づくり。身体活動(リズム運動)を通し音楽に反応し、音楽諸要素の体得、心身の開放、感覚機能の発達をのばす。ソルフェージュ・即興への発展により音楽感覚を磨き、豊かな表現力を養う。	1通	60	2		○		○			○	
○		音楽Ⅲ (ピアノ・声楽・表現)	ピアノ(初心者～)初心者にとっては、最初の導入が大事であり、日々の練習と予習が必ず成果を出す事を学んで欲しい。そして「弾ける」という喜びを体験し、日頃の努力の積重ねを通して、人間的にも成長する事を目的とする。1年次のピアノに関しては、ピアノ経験者、もしくは中級者以上であっても教則本は、基礎として、しっかりと練習して弾く事を学ばせていく事に重点をおく。2年次については、1年次で学んだピアノの基本を、今後は童謡において「弾き歌い」をしながら表現し、余裕のある楽しい演奏を習得する事。尚残曲は年間を通して5曲以内におさめる事。1. 2年で学んだピアノの技術を活かし、表現豊かに歌いこなしながら余裕のある楽しい演奏を習得する事。音楽が幼児期の子どもの形成に多大な影響を与えと言われる、特に声楽では幼児期に必要な「歌う」という活動について指導するための基礎機能をしっかり学ぶ。声楽に必要な実技的基礎知識を中心に学び、楽譜を容易に読めるように、身体を使って楽しく歌えるように学ぶ。	1通 2通 3通	300	10		○		○			○	
○		国語	人間関係の形成並びに維持に必要なコミュニケーションについて理解する。議論と発表を通じ、場面ごとにおける対話について理解を深める。自らの意見を、強要することなく適切に伝えられるように習得する。	1前 2後 3前	90	6		○		○				○
○		実習指導(保育・教育・施設・児童館)	各実習に向けての準備をする。実習に臨むマナーをみにつける。子どもの捉えを深める。実習の意義目的、内容を理解し、実習の実践に活かす。実習において自らの課題を明確にさせ、保育者としての豊かな人間性を育む。社会福祉施設の役割、領域等の知識を深め、理解と興味を持つ。実習後は、実習で体感したことをクラスメイトと共有する。	1後 2通 3通	180	6		○		○			○	
○		児童館・放課後児童クラブの機能と運営	児童館・放課後児童クラブ(学童保育)の施設と職員の専門性、地域の中での児童館の役割について学ぶ。児童館の歴史と概要、子どもの発達とあそび、児童館の機能、職員の専門性、児童福祉法、子どもの人権について学ぶ。	1後	30	2		○		○	△			○
○		児童館・放課後児童クラブと指導法Ⅰ	児童館・放課後児童クラブ(学童保育)の活動内容の実際について学んでいく。また、それとあわせて、実際の児童への指導法について、その原理・原則を学んでいく。	2前	30	2		○		○				○
○		児童館実習	児童館の機能を理解する。健全な遊びを通じて行う児童への集団的及び個別的な指導方法を理解し実践する。	2前	90	2			○		○	○		○

○		レクリエーション活動援助法	様々な活動を通して発見と挑戦を繰り返す中で遊びについての考え方を学ぶ。レク支援の特色は暮らしを豊かにする楽しみの場を提供することにある。その特色を理解し、支援のための具体的な方法を身につける。	2通	60	2		○	○	○								
○		保育制度論	子ども子育て支援法が施工されて久しい。子育て支援の法制度がどのような体系となっているのか、日本国憲法との関わりも含めて学んでいく。	2後	30	2		○		○	○							
○		社会学	現代社会で生じる事象とその背後にある考え方を捉える為の基本的な考え方が理解できるように理解する。そのための方法として、社会学を活用し、社会的にそれら事象を考察できるようにする。	2後	30	2		○		○	○							
○		児童文化Ⅰ	児童文化の概念を理解する。児童文化が子どもの成長に与える影響を、ペープサートの作成と表現を通して理解する。	2後	30	1		○		○	○							
○		児童文化Ⅱ	児童文化という「教育」の権利について理解を深め活動へ繋げる	3前	30	1		○										
○		児童文化Ⅲ	「教育」への権利と共に5つの活動生活への参加が定められている。5活動の内の遊び・文化・芸術についての実践を踏む	3後	30	1		○										
○		保育方法論	乳幼児の発達の理論について理解を含めていくと共に実際にどのような方法で保育をしていくことができるのか、その実際について学んでいく。	3前	30	2		○		○	○							
○		保育教材研究	年齢に合わせた製作表現活動の在り方を学ぶ。現場で使える良質な作品作り。つくって、さわって、感じて、楽しい実習に役立つ表現あそびを体験する。	3前	30	2		○		○	○							
○		保育思想研究	ルソー、ペスタロッチー、フレーベルに始まる児童中心主義の思想について学んでいく。また、モンテッソーリやシュタイナーの保育思想についても学んでいく。	3後	30	2		○		○	○							
○		図画工作Ⅲ	絵画や立体造形のための技法を理解し、保育現場での展開、応用を考える。絵画や立体造形のための技法の理解、子どもの発達に応じた展開を考えることが出来るようにする。	3後	30	1		○		○	○							
○		近代生活文化史	「お年寄りの歩んだ時代」を知ることで、お年寄りとのコミュニケーション作りを目指す。近代生活文化の視点を通じて多様なものの見方を学ぶ。	3後	30	2		○		○	○							

○		地域福祉論	地域は、世代や性、家族構成、所得や障がいの有無を越えて、様々な人が生活しています。その多様な価値観を認め合い、どのような差別、排斥も許さない地域福祉の理念と、すぐれた実践例を学び、主体的に考え行動できる専門職を目指します。	3 後	30	2	○			○		○	
○		卒業対策	社会人になるにあたっての職業倫理について学んでいく。とくに保育者としての倫理について学び、卒業後の現場において活かすことのできる信念・信条を身につけることを目指す。	3 後	30	2	○			○		○	
○		卒業研究	3年間の学習の総まとめとして、卒業論文の作成を行う。それぞれの学生が、各分野の教員のゼミナールに所属して指導を受け、研究を行う。	3 通	60	2			○		○		○
合計				8 1	科目	2, 9 3 5 単位時間 (1 4 8 単位)							

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
規定の授業科目を履修すること 規定の授業出席数に達していること 規定の成績を取めていること 授業料を取めていること	1 学年の学期区分	2 学期	
	1 学期の授業期間	1 5 週	

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名		所在地																						
町田福祉保育 専門学校		平成1年2月20日	岩本 太三		〒194-0021 東京都町田市中町2-10-21 (電話) 042(722)0313																						
設置者名		設立認可年月日	代表者名		所在地																						
学校法人榎本学園		昭和53年7月1日	理事長 榎本 雄文		〒194-0021 東京都町田市中町1-13-1 (電話) 042(720)4826																						
分野	認定課程名	認定学科名		専門士	高度専門士																						
教育・社会福祉	社会福祉専門課程	こども保育学科Ⅱ部		平成25年1月29日 文部省告示第2号	-																						
学科の目的	本学科は学校教育法に基づき、深い人間愛と奉仕の精神を身につけた、保育の分野に貢献できる人材を夜間部にて養成することを目的とする。																										
認定年月日	平成27年2月25日																										
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																				
	夜間							2,200時間	1,245時間	540時間	415時間	0時間	0時間														
3年		単位時間																									
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																					
80人		25人	0人	15人	47人	62人																					
学期制度	■前期: 4月1日~9月30日 ■後期: 10月1日~3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 筆記試験、実技試験																						
長期休み	■学年始め: 4月1日 ■夏季: 7月25日~8月25日 ■冬季: 12月25日~1月10日 ■学年末: 3月15日~3月31日			卒業・進級 条件	規定の授業科目を履修すること 規定の授業出席数に達していること 規定の成績を収めていること 授業料を収めていること																						
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 長期欠席者への指導等の対応 電話連絡・個人・保護者面談			課外活動	■課外活動の種類 各種ボランティア活動 ■サークル活動: 無																						
就職等の 状況※2	■主な就職先・業界等(平成29年度卒業生) 保育所、幼稚園			主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成29年度卒業者に関する平成30年5月1日時点の情報)																						
	■就職指導内容 進路相談、紹介、面接指導等				<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育士</td> <td>①</td> <td>14人</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>幼稚園教諭二種</td> <td>①</td> <td>14人</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>社会福祉主事任用資格</td> <td>①</td> <td>14人</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	保育士	①	14人	14人	幼稚園教諭二種	①	14人	14人	社会福祉主事任用資格	①	14人	14人				
	資格・検定名	種	受験者数		合格者数																						
	保育士	①	14人		14人																						
幼稚園教諭二種	①	14人	14人																								
社会福祉主事任用資格	①	14人	14人																								
■卒業者数 14 人 ■就職希望者数 13 人 ■就職者数 11 人 ■就職率 : 85 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 79 %			※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①~③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)																								
■その他 ・進学者数: 1人 (平成 29 年度卒業者に関する 平成30年5月1日 時点の情報)			■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等																								
中途退学 の現状	■中途退学者 3 名 ■中退率 7.1 % 平成29年4月1日時点において、在学者42名(平成29年4月1日入学者を含む) 平成30年3月31日時点において、在学者39名(平成30年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更 ■中退防止・中退者支援のための取組 担任による平日頃の細やかなコミュニケーション、個別面談・保護者面談の実施																										
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 無 ※有の場合、制度内容を記入 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																										
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																										
当該学科の ホームページ URL	URL: https://www.enomoto.ac.jp/fukushi/																										

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

「深い人間愛と奉仕の精神を身につけた、介護福祉及び保育の分野に貢献できる人材を養成すること」という本校の目的を達成するために、関連施設等の求める人材を育成すべく、主として授業科目の開設や・授業内容・方法の改善を目的として、教育課程編成委員会の開催、個別のヒアリング・意見交換等による関連施設等との連携を推進する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

実践的かつ専門的な教育を実現するため、関連施設との連携を通じて必要な情報の分析・把握を行い、教育課程の編成に役立てることを目的とし、本校教職員と企業関係者等の外部委員にて構成する。

教育課程に反映する基本過程は、夏期委員会で審議 ⇒ 本校主任会にて共有・審議 ⇒ 本校教職員にて次年度教育課程授業内容案作成 ⇒ 冬期委員会で審議 というサイクル。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成30年7月1日現在

名前	所属	任期	種別
野村 明洋	一般社団法人 東京都民間保育園協会 委員	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	①
島田 恭子	社会福祉法人 真生会 理事長	同上	③
岩本 太三	学校法人榎本学園 町田福祉保育専門学校 校長	同上	
佐藤 幸彦	同 広報部長	同上	
小松 迪弥	同 顧問	同上	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

年2回、夏期・冬期

(開催日時)

第1回 平成 29 年 8 月 25 日 15:00～16:00

第2回 平成 30 年 3 月 8 日 15:00～16:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

実習前の予備実習を取り入れるかどうか、という意見について、「実習指導」の授業の中で取り入れられるかどうか、検討中である。介護、保育の両分野があることのメリットをカリキュラムの中に生かせないか、という意見を受け、「施設実習指導」の科目の一部で介護分野の教員が福祉施設についての授業を受け持つこととした。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

保育現場でのニーズに対応できる人材育成を目指し、技術・技能の習得はもとより、職業意識の涵養、モチベーションの向上に資する実習授業を編成する。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

企業等実習先に所定期間それぞれでの実習受入れ、指導、評価までを包括的に依頼している。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
保育実習Ⅰ (施設実習)	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設の内容、機能を実際の体験を通して理解する。 集団としての児童および個人としての児童について、実践的な接触を通して理解する。 施設における保育士の役割を実習者自身が補助的な立場に立つ事により、把握する。 諸学科で学んだ理論が、実践の場でいかに具体化されているかを知る。 	児童福祉施設 総数30社 相模原南児童ホーム、精舎児童学園、町田市美術工芸館、鎌倉児童ホーム、七沢学園、ほか
保育実習Ⅰ・Ⅱ (保育園実習)	<ul style="list-style-type: none"> 習得した知識や技能を現場に生かし、理解を深める。 実際の保育現場での体験を通して、現場での生きた指導技術や実践活動を学びとる。 保育士の職務を理解する。 	保育園 総数45社 さいわい保育園、小山保育園、岡田保育園、高ヶ坂保育園、南つくし野保育園、ほか
教育実習Ⅰ・Ⅱ (幼稚園実習)	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園で行われる幼児教育の実際を学び、その意義を知る。 実際の保育現場での体験を通して、現場での生きた指導技術や実践活動を学びとる。 幼稚園教諭の職務を理解する。 	幼稚園 総数32社 町田こひつじ幼稚園、鶴川若竹幼稚園、町田自然幼稚園、相模すぎのこ幼稚園、玉幼稚園、ほか
児童館実習	<ul style="list-style-type: none"> 実習での実践を通し、児童館の機能や役割、運営、具体的な活動について理解する。 児童厚生二級指導員の職務を理解する。 地域の子育て支援センターとしての具体的な取り組みと、その支援者の職務を理解する。 	児童館(こどもセンター) 総数20社 町田市子どもセンターただON、町田市子どもセンターまあち、相模原市大野北こどもセンター、藤沢市辻堂児童館、玉川学園こころ児童館、ほか

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

学園の研修規程第2条(研修の目的)に定められているとおり、「榎本学園および各校の教育理念・目的を十分に理解させ、職務の遂行に必要な知識、技能等を修得させることにより、その職務の遂行に必要な教職員の能力、資質等の向上を図ること」を基本方針とする。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 幼稚園教諭養成校と私立幼稚園との交流会 (連携企業: 東京都私立幼稚園連合会)

期間: 平成30年2月1日 対象: 実習教員

研修内容: 教育実習についてのパネルディスカッション、情報交換

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 第5回人権教育研修「発達障害を抱える子どもたちへの支援について考える」(連携企業: 公益財団法人東京都私学財団)

期間: 平成30年2月23日(金) 東京都

研修内容: 発達障がいへの理解と学校・教員の支援のあり方について

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 教育研究会 (連携企業: 児童厚生員養成課程連絡協議会)

期間: 平成31年6月28日 対象: 養成課程教員

研修内容: 児童館、放課後児童クラブに関する講演、情報交換

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 第3回人権教育研修「ハラスメント防止のために」(連携企業: 公益財団法人東京都私学財団)

期間: 平成30年10月30日(火) 東京都

研修内容: ハラスメントの現状と課題を理解し、学校でのハラスメント防止を考える

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校評価ガイドラインの項目それぞれについて、客観的な達成度合いを認識し、改善への指標とする。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念・目標
(2) 学校運営	学校運営
(3) 教育活動	教育活動
(4) 学修成果	学修成果
(5) 学生支援	学生支援
(6) 教育環境	教育環境
(7) 学生の受入れ募集	学生の受け入れ募集
(8) 財務	財務
(9) 法令等の遵守	法令などの遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

社会貢献・地域貢献の一環としてボランティア活動を活発にしていきたい、との意見を受け、町田市障がい者スポーツ大会のボランティアスタッフに学科として参加することとした。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成30年7月1日現在

名前	所属	任期	種別
小泉 昇	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会 会員	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	業界団体会員
森田 健一	社会福祉法人 合掌苑 マネージャ	同上	関係施設長
野村 明洋	一般社団法人 東京都民間保育園協会 会員	同上	業界団体会員
島田 恭子	社会福祉法人 真生会 理事長	同上	関係施設長

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ

URL: <https://www.enomoto.ac.jp/>

平成30年11月1日(予定)

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

情報提供ガイドラインの項目を指標として、適正な情報提供を実施する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校案内、教育理念
(2) 各学科等の教育	各科紹介
(3) 教職員	講師紹介
(4) キャリア教育・実践的職業教育	講義内容
(5) 様々な教育活動・教育環境	本校の特色
(6) 学生の生活支援	学費・特別制度
(7) 学生納付金・修学支援	学費・特別制度
(8) 学校の財務	財務
(9) 学校評価	学校評価
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

URL: <https://www.enomoto.ac.jp/fukushi/>

授業科目等の概要

(社会福祉専門課程こども保育学科Ⅱ部) 平成30年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			日本国憲法	日本国憲法の基礎知識を得る。設問（13問）を中心に教科書に沿って解説し、学生にも発表させる。基本的な設問（13問）についても理解させる。憲法の条文に基づいて考える習慣をつける。	1前	30	2	○			○		○		
○			健康科学	学生が将来、社会の一員として重要な役割を担い、また親としての役目を果たすべき年齢になったとき、病気でリタイアしないためには何を心得ておくべきか？食や運動の正確な知識をもつこと、実践することの大切さを具体的に解説する。アルコールやタバコ、ストレス、糖尿病など関心の高いテーマについての正しい知識を網羅する。また、健康食品や健康についての様々な氾濫する情報の中で、確かな健康に関する知識を提供しこれからの生活の指針とする。	1後	30	1		○		○		○		
○			英会話Ⅰ	日本語以外の言語としての英語に慣れる。日常会話ができるようになる。英語で簡単なコミュニケーションがとれるようになる。	1後	45	2	○	△		○			○	
○			情報処理入門Ⅰ	コンピュータに関する知識の習得とWordやExcel能力の上達。講義によるコンピュータに関する知識の習得と演習による能力の獲得。	1前 2後	30	2	○	△		○			○	
○			生涯スポーツ	高齢者、障害者をも含めた各種スポーツの技能の向上を目標としながら、現代社会における身体活動の重要性に着目し、生涯にわたって楽しめるスポーツとしてのウォーキングなどのコツも体得する。今後の地域活動へとつなげられるように、総合型地域スポーツクラブについての理解を深める。	1後	30	1		○		○		○		
○			教育原理	教育学的な視座を拓くことを目標とする。幼稚園の創始者であるフレーベル主著「人の教育」を講読し、宗教的、哲学的な思想に触れ、教育の原理の一例をみていく。また、今日的な問題を取り上げて、教育における物の見方・考え方を学んでいく。	1前	30	2	○			○		○		

○		教育心理学	教育現場における子どもたちの学習や行動を理解し、実際教育する際に応用できる理論や方法を学ぶ。発達心理学を土台にし、子どもの心身の発達や人間関係の変化を学ぶ。保護者対応や特別支援教育についても視野に置いて学んでいく。	1前	45	2	○	△	○	○				
○		造形表現 (指導法)	絵画や立体造形のための技法を理解し、保育現場での展開、応用を考える。自分で製作した作品を保育現場で活かせるように技法を習得する。	1前	45	2	○	△	○	○				
○		健康 (指導法)	保育所、幼稚園に通う子ども達の年齢構成は乳幼児であり、自らの健康を自らの力で保持、増進することはできない。そのため子ども達の健全な身心の発達をはかるための保育においては、保育者が子ども達の健康の保持増進を行い、健全な発育と発達を支援していくことが不可欠である。そのための知識と実践のための力を養うことを目標とする。	1前	15	1	○		○	○				
○		人間関係 (指導法)	子どもの年齢、発達に応じた人間関係の広がりについて理解する。子どもの視点から人との関わりを捉え、子どもが周囲の人々との関係の中で人とかわる力を形成することを理解し生活や遊びを総合的に援助できる保育者の資質を養う。保育教材として絵本を用いた発達に応じた保育指導案を作成し、「人間関係」の領域に配慮した保育実践を行う力を養う。	1前	15	1	○		○	○				
○		音楽表現 (指導法)	アンサンブル、グループによる創作、表現を通して他者との協力、バランス感覚、全体を見渡す力を養う。	1前	15	1	○		○	○				
○		環境 (指導法)	保育内容の5領域のひとつである「環境」について、以下の点について学ぶ。 ねらいと内容について学ぶ。内容における、多様な項目について、保育における具体的な事例を通して環境に関連する保育の理論を学ぶ。また、体験学習を通して園外保育の意義や配慮すべき事項について学ぶ。	1前	15	1	○		○	○				
○		言葉 (指導法)	絵本の素晴らしさを理解するとともに、絵本を用いた保育指導案を作成し、実際の保育実践で生かせる保育力を身につける。子どもの発達と言葉の獲得についての理解を深める。事例検討や保育者に求められる話し方について学び、「言葉」の領域から保育者として適切な知識技術を獲得する。	1前	15	1	○		○	○				
○		音楽 (音楽・器楽)	記録票②③の課題曲の試験 声楽を学ぶためには、まず声を出すための呼吸法と発生法を知り、これを基準にして音楽的フレーズを美しい声の響きを使って母音で歌えるように。それに平行して、楽譜を読めるようになるためにイタリア音名(ドレミファ)を使ってリズム、音程や調号など音楽通論で学んだ知識を生かし、譜面を読めるように。これらを基礎に童謡を楽しく歌えるように。	12後	30	2	○	△	○	○				

○		児童家庭福祉	児童福祉にかかわる者としての基本的な知識を学ぶ。児童家庭福祉に取り組む職員として必要な基礎的な考え方について理解を深める。	2前	30	2	○			○			○	
○		保育原理	現在わが国で行われている保育所保育について、その背景となっている思想や制度、現在の子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化等に加え、保育内容・方法・計画・評価等について、具体的かつ総括的に学ぶことをねらいとする。	2前	30	2	○			○			○	
○		家庭支援論	家庭支援が求められる社会背景を理解する。家庭支援を行う機関・職員とそれらの役割を理解する。保育士として必要な家庭支援技術の基本理論を理解する。	2前	30	2	○			○			○	
○		発達心理学	受胎から死ぬまでの人間の一生についてどのように変化していくのかの基本を知り、発達の問題に気づける視点を養う。発達段階ごとに実験や調査の例をあげながら人間の心身に一生の間に起こる変化について学ぶ。	2前	30	2	○			○			○	
○		教育相談	臨床心理学とは。教育相談とカウンセリングマインド、自己理解の重要性。 カウンセリングと自己理解のワーク1（コラージュ法）。子どもを理解する方法1、2：アセスメント1、2 心理療法1、2、3事例研究1、2、3 カウンセリングと自己理解のワーク2、3、4	2後	30	2	○			○			○	
○		障がい児保育	障がいについての概念を理解するとともに、障がい児保育の基本的な理念とその意義について学ぶ。様々な障がいの概要や特性について学び、障がいのある子どもについての理解を深める。また、障がいのある子どもをめぐる状況や、受入環境や保育状況についての理解を深める。保育者としての基本的な障がい児観を確立し、障がいの概要や障がい児の特徴を理解したうえで一人ひとりの個性や能力を生かした保育のあり方について考えることができる保育者を目指す。	2後	30	2	○	△		○			○	
○		子どもの食と栄養	子どもの食生活を理解する。子どもの成長にあった食生活について。栄養、食事の大切さを理解する。	2前	30	2	○	△		○				○
○		社会的養護内容	社会的養護の意義と基本理念について復習した後、各児童福祉施設が社会的養護に果たすことの意味を理解する。具体的には、各児童福祉施設における社会的養護の内容と実践について学び、各施設の特徴と児童福祉におけるその役割について理解することを目標とする。	2後	15	1				○				○
○		相談援助	専門職として相談にあたる心がまえ知識を学ぶ相談援助に必要な技術を身につける。	2前	15	1	○			○				○

○		保育相談支援	社会的支援を必要とする子どもとその家族の状況を理解する。保育現場における具体的な支援内容を理解する。	2後	15	1	○			○			○
○		言語表現	幼稚園教育要領及び保育所保育指針の領域「言葉」への理解を深める。言葉を用いたコミュニケーションの意義を知り言葉への関心を深める。	2後	15	1	○			○			
○		教育実習	「教育実習」は幼稚園教諭二種免許状を取得するために幼稚園で行う実習である。1回目の2週間（実質10日間）と、2回目の2週間（実質10日間）とに分けて実習を行う。以下のような内容について、理解を深めていく。①幼児期の発達段階②幼稚園の機能と役割③幼稚園教諭の職務と役割④観察記録の作成方法⑤指導計画の立案方法。	23	160	4			○		○		○
○		保育・教職実践演習	保育の現場に役立つ実際の動きについて共有し合う。手遊び。3人づつロールプレイによる学習	3後	30	2	○	△		○		○	△
○		保育実習事前・事後指導Ⅰ (保育所) (施設)	実習に行く事前準備をする。実践の現場を通して保育とは何かを知る。指導案作成に慣れる。	2前	30	2	○			○			○
○		保育実習Ⅰ (保育所) (施設)	「保育実習」は、保育士資格を取得するために児童福祉施設で行う実習である。「保育園」と「それ以外の施設」で実習を行う。それぞれ10日間の実習で、次の内容を体験的に学ぶ。①保育所、施設における1日の流れ②子どもへの理解を深める。③保育士の業務内容や職業倫理について学ぶ。④保育の技術や記録方法について実践的に学ぶ。⑤保育士を志す者として自覚を高める。	2後3前	160	4			○		○	○	○
○		図画工作Ⅱ	幼児の絵画造形教育に必要な基礎知識と表現技法の習得。材料や用具様々な技法について体験し理解する。遊びとしての造形活動のあり方を考え、幼児と共に楽しむためのヒントを与える	3前	15	1	○			○			○
○		幼児体育Ⅱ	幼児期にどのような活動が必要で効果的なのかを幼児の心身の発達を踏まえて援助する。	3前	15	1	○			○			○
○		言葉Ⅱ	子どもの発達と言葉の獲得について理解する。年齢に応じた遊びや絵本、紙芝居の理解を深める。	3前	15	1	○			○			○
○		健康Ⅱ	保育者は健康・安全の知識を自らが持つだけでなく、適切な環境をつくり、子どもたちにもわかりやすく伝えていくことが重要。子どもの「こころ」と「からだ」の健康について必要な知識とその指導・援助の技術・技能の獲得をめざす。	3前	15	1	○			○			○

